

# 信頼される企業を目指して

荒川化学では法令・社会規範を守り、社会から信頼される企業として評価していただけるよう努めています。

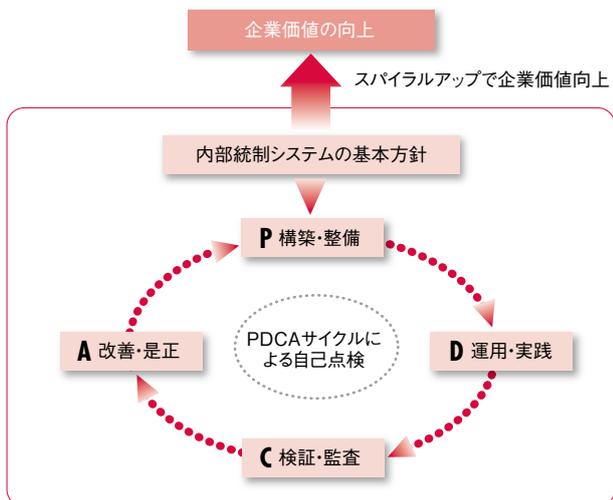
## 内部統制システム

内部統制は、企業における業務を効率的・効果的に遂行し、会社をよりよく経営するための仕組みです。

荒川化学は、2006年5月に会社法が求める内部統制システムの基本方針を定め、2008年3月には、リスク管理およびコンプライアンスを徹底するとともに、金融商品取引法が求める財務報告の適正性を確保するため、同基本方針を一部改定しました。

内部統制システムは継続したPDCAが必要であり、常に同システムの運営状況をチェックして改善に努め、さらなる充実を図っていきます。

■内部統制のためのPDCAサイクル

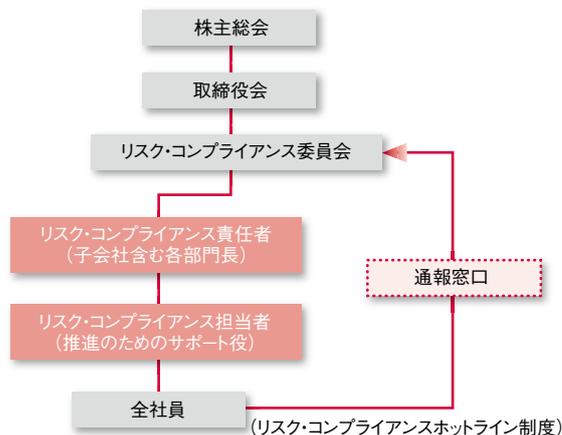


## リスク・コンプライアンス体制

コンプライアンス体制を整備するために、2005年7月1日に、取締役会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役会の委嘱により活動を行っています。「コンプライアンス綱領」を社長名で発表し「コンプライアンス倫理綱領『迷ったら』」および「コンプライアンス行動マニュアル」を制定、「コンプライアンスホットライン」を開設しました。

2008年4月1日には、さらにリスクを深掘し管理を強化するため、リスク・コンプライアンス委員会規定を策定し、コンプライアンス委員会を発展的に解消し、リスク管理機能を大幅に強化したリスク・コンプライアンス委員会を新たに設置しました。

■リスク・コンプライアンス体制図



### 内部統制システムの基本方針

当社は、経営環境の変化に適切且つ速やかに対応するため、意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭に置くとともに、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを目的として、会社法に基づく体制及び金融商品取引法が求める財務報告の適正性を確保するための体制として、以下の各体制を定めております。

1. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
8. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 財務報告の適正性を確保するための体制

●**リスク・コンプライアンスホットライン制度**

上司の不正や組織構造上の問題で個別には解決できないリスクやコンプライアンスに係る問題が発生し、通常ルートでは解決が難しい場合の非常手段として、リスク・コンプライアンスホットラインを開設しています。通報窓口は社内4カ所および社外の法律事務所に設けています。通報者は、通報したことにより不利にならないよう保護されます。

●**リスク・コンプライアンス体制の維持・推進**

荒川化学グループでは全従業員にコンプライアンス意識を浸透させるため、下記を推進しています。

- (1) 会社基本方針の浸透のために、全従業員が常に携帯しているカードに、「環境保安基本方針」「コンプライアンス倫理綱領『迷ったら』」「コンプライアンス行動マニュアル」「リスク・コンプライアンスホットライン」社外通報窓口を記載し、より一層の浸透を図っています。



携帯カード

- (2) 年に2回、リスク・コンプライアンス担当者が自部門の状況を「リスク・コンプライアンス体制定期チェックリスト」に従ってチェックし、その結果をリスク・コンプライアンス責任者に報告しています。

部門内で問題があれば、対応しその結果を報告書にして、リスク・コンプライアンス委員会に提出します。

- (3) リスク・コンプライアンス委員会が、社内広報誌に2006年5月号から「コンプライアンスコーナー」を設けて、コンプライアンスに関する解説を、具体例を示して掲載を続けています。コンプライアンスを、身近なものとして捉える事に役立っています。

●**リスクマネジメント**

当社は、事業目的を阻害するさまざまなリスクの発生を未然に防止するとともに、リスクが顕在化した場合、損害の拡大防止や当社の社会的信用の維持を図るため、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織としてリスク管理専門委員会を設置し、全社的なリスク管理体制を充実させています。

リスクの発生を未然に防止するために、当社の業務執行に係るリスクを生産、営業、研究、管理部門などの側面から多角的に検討した上で、必要な規定を策定し全社的に遵守する体制を構築し、その有効性を継続的に評価するようにしています。

リスクが顕在化した場合は、損害の拡大防止、当社の社会的信用の維持を図るために、危機対応組織の編成に関する事項等について規定した危機管理規定、危機管理マニュアルを策定し、危機に際しては同規定に基づき適切に対処するようにしています。

■**リスクマネジメント体制図**

